

令和元年度

(2019年度)

# 港区各会計決算等審査意見書

《 概要版 》

港区監査委員

2港監第486号  
令和2年8月26日

港区長 武井雅昭 様

港区監査委員 徳重寛之

同 高橋元彰

同 池田幸司

令和元年度港区各会計決算等審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、令和元年度港区各会計歳入歳出決算及び令和元年度港区各基金運用状況を審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

(別紙)

## 令和元年度港区各会計決算等審査意見

### 第1 審査の対象

- 1 令和元年度港区各会計歳入歳出決算書
- 2 同 港区各会計歳入歳出決算事項別明細書
- 3 同 港区各会計実質収支に関する調書
- 4 同 港区財産に関する調書
- 5 同 港区基金運用状況調書

### 第2 審査の期間

令和2年7月6日から令和2年8月26日まで

### 第3 審査の方法

- 1 各会計歳入歳出決算等の計数は、会計室所管の関係帳簿、証拠書類等によって審査した。
- 2 財産については、台帳、証券、関係帳簿等によって審査した。
- 3 基金の運用状況については、関係帳簿等によって審査した。
- 4 財務に関する事務及び事務事業の執行状況については、関係部局の文書等により審査するとともに、あわせてその説明及び資料を求めて審査の参考とした。

### 第4 審査の結果

#### 1 決算計数等の状況

(1) 各会計歳入歳出決算等の計数は正確であり、様式は関係法令の規定に準拠して作成されていることを確認した。

(2) 各会計歳入歳出決算の総計は

|         |                  |
|---------|------------------|
| 歳入決算額   | 206,053,211,889円 |
| 歳出決算額   | 195,285,270,867円 |
| 歳入歳出差引額 | 10,767,941,022円  |

であり、歳入歳出差引額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源87,415,856円(一般会計)を差し引いた実質収支は、10,680,525,166円である。

会計別歳入歳出決算額の内訳は、次表のとおりである。

(単位：円)

| 会計別        | 歳入決算額           | 歳出決算額           | 歳入歳出差引額        |
|------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 一般会計       | 158,973,411,254 | 150,000,204,702 | 8,973,206,552  |
| 国民健康保険事業会計 | 24,907,598,246  | 23,560,420,116  | 1,347,178,130  |
| 後期高齢者医療会計  | 5,594,877,214   | 5,518,667,994   | 76,209,220     |
| 介護保険会計     | 16,577,325,175  | 16,205,978,055  | 371,347,120    |
| 総計         | 206,053,211,889 | 195,285,270,867 | 10,767,941,022 |

- (3) 財産については、台帳、証券、関係帳簿等と照合し審査したところ、調書と一致しているものと認めた。
- (4) 基金については、関係帳簿等と照合し審査したところ、適正に運用されているものと認めた。
- (5) 財務に関する事務及び事務事業の執行状況については、例月出納検査、定期監査、随時監査を別途実施した結果、一部に改善または検討を要するものがあつた。

## 2 財政運営の状況

令和元年度予算は、予算編成方針（平成30年7月20日区長決定）によると、

- 1 行政、区民、民間、全国各地域の「4つの力」を有機的に組み合わせた「参画と協働」を更に発展させ、各部門の主体性を最大限に発揮した区民生活のすみずみまで目の行き届いた港区ならではの質の高い行政サービスを提供します。
- 2 業務内容や手法の徹底的な見直し、新たなICTの活用などにより、全庁一丸となって業務の効率化を図ることで、働きやすい職場づくりを推進し、更なる区民サービスの向上につなげます。
- 3 緊急課題や将来課題に的確に対応するため、「最少の経費で最大の効果」の原則を踏まえ、事業のスクラップアンドビルド及び人件費、物件費等の経常的経費の節減など不断の内部努力を徹底します。

を基本方針に、「一人ひとりに向き合い、寄り添い、支え合う、安全で安心できる港区をめざす予算」として編成された。

以下、決算状況について述べる。

歳入・歳出決算額は、前記の表のとおりである。

令和元年度決算は、各会計全体で、前年度に比べ、歳入で 118 億 4,606 万円余、6.1%の増、歳出で 121 億 8,482 万円余、6.7%の増となった。

#### (1) 一般会計について

歳入は、前年度に比べ 115 億 5,031 万円余、7.8%の増となった。

この主な理由は、繰入金、特別区交付金が減少したものの、特別区税、諸収入、国庫支出金が増加したことによる。

予算現額に対し、収入率は 102.5%となっている。

歳出は、前年度に比べ 117 億 3,318 万円余、8.5%の増となった。

この主な理由は、総務費、公債費が減少したものの、諸支出金、民生費が増加したことによる。

予算現額に対し、執行率は 96.7%となっている。

決算収支は、形式収支、実質収支とも黒字であった。

令和元年度の財政の健全性及び弾力性を判断するため、国の決算統計における普通会計ベースによる財政指標を概観する。

#### ア 財政力指数（第 1 表）

当該年度以前 3 か年の、基準財政需要額に対する基準財政収入額の平均割合をいい、財政力の強弱を示す指標である。

指数が 1 に近いほど財政力が強いといわれ、1 を超えた分だけ余裕財源があるとされる。

令和元年度は 1.27（前年度 1.27）で、17 年連続して 1 を超えた。

#### イ 実質収支比率（第 1 表）

標準財政規模に対する実質収支額の割合をいい、この比率によって、財政運営状況を判断しようとする指標である。

一般的には 3~5%程度が望ましいとされているが、令和元年度は 9.3%（前年度 9.8%）で、依然として高い率であった。これは、歳入において、特別区税、国庫支出金の増加、歳出において、契約落差及び事業実績の伸びが予想を下回ったこと等の不用額によるものであり、より一層予算の適正な配分・管理が求められる。

#### ウ 実質単年度収支（第 1 表、第 2 表、図 2）

単年度収支に、黒字要素（財政調整基金積立金、区債繰上償還金）を加

え、赤字要素（財政調整基金取崩額）を差し引いたものをいい、当該年度における実質的な収支の状況を知るための指標である。

令和元年度は、前年度（赤字 26 億 6,541 万円余）から増加し、1 億 568 万円余の赤字となった。

#### エ 経常収支比率（第 1 表、図 1）

人件費、扶助費、公債費などの義務的経費のように容易に縮減することが困難な経常的経費に、特別区税、地方譲与税等の経常一般財源がどの程度充当されているかによって、財政構造の弾力性を測定しようとする総合的な指標である。

経常収支比率の適正水準は、一般的に 70～80%といわれている。数値が高いほど財政が硬直化し、新たな行政需要に対応できる余地は少なくなる。

平成 22 年度以降を見ると適正水準で推移してきており、令和元年度は 70.1%で前年度（72.3%）を 2.2 ポイント下回っている。これは、扶助費等が増加したものの、経常一般財源について、特別区民税等が増加していることによる。

#### オ 公債費負担比率（第 1 表、図 3）

公債費充当一般財源が一般財源総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかによって、財政構造の弾力性を判断する目安である。

公債費負担比率は 2%以下の低い水準を維持しており、令和元年度は前年度（0.3%）を 0.1 ポイント下回り 0.2%となった。

次に、将来にわたり財政負担となる債務負担行為と年度間で財源を調整するための基金・特別区債の残高について概観する。

#### カ 債務負担行為（第 3 表）

令和元年度の新たな債務負担行為の限度額は 281 億 3,054 万円余で、その主な内訳は、（仮称）芝浦第二小学校整備 98 億 5,586 万円余、（仮称）文化芸術ホール整備（保留床取得）78 億 4,080 万円余等である。

また、債務負担行為に係る令和元年度の支出額は 114 億 7,986 万円余で、前年度（137 億 2,370 万円余）から 22 億 4,384 万円余減少した。

令和元年度の主な支出額は、新教育センター整備 24 億 7,709 万円余、（仮称）元麻布保育園整備 11 億 4,729 万円余、青山保育園整備 9 億 4,504 万円余である。

令和元年度支出額のうち一般財源の充当は、95億7,203万円余である。

令和2年度以降の支出予定額は、554億8,854万円余で、主なものは、赤坂中学校等改築97億5,175万円余、(仮称)産業振興センター等整備96億8,235万円余である。

その支出予定額のうち一般財源の充当は、518億158万円余が見込まれている。

#### キ 基金残高、特別区債残高(図3)

基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てまたは定額の資金を運用するために設けられる。基金残高(積立基金、運用基金の総額)の令和元年度末現在高は、1,759億9,155万円余となった。その主な内訳は、震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金760億8,515万円余、財政調整基金522億9,137万円余、教育施設整備基金138億1,294万円余等である。

令和元年度は、公共施設等整備基金26億6,374万円余、教育施設整備基金14億6,701万円余等が取り崩されたが、震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金に100億3,704万円余、財政調整基金に45億3,794万円余、安全安心施設対策基金に14億144万円余等が積み立てられ、前年度末基金残高(積立基金、運用基金の総額)より115億9,331万円余増加した。

特別区債は、区の借入金であり、その返済が一会計年度を超えて行われるもので、特別区債残高は平成10年度から減少し続けている。令和元年度末現在高は5億516万円余で、前年度末現在高7億2,976万円余より2億2,459万円余減少した。

### (2) 特別会計について

#### ア 国民健康保険事業会計

前年度に比べ歳入で2億3,685万円余、0.9%、歳出で2億2,075万円余、0.9%減少し、形式収支、実質収支は黒字であった。

予算現額に対し、収入率102.6%、執行率97.1%となっている。

国民健康保険料の対調定収入率は、71.7%となっている。

国民健康保険事業については、毎年度大幅な財源不足が生じており、これを一般会計からの繰入金で補てんしている。

繰入金の決算額は20億9,974万円余で、前年度(20億3,182万円余)に比べ3.3%増加した。

#### イ 後期高齢者医療会計

前年度に比べ歳入で 2 億 2,226 万円余、4.1%、歳出で 2 億 5,907 万円余、4.9%増加し、形式収支、実質収支は黒字であった。

予算現額に対し、収入率は 99.7%、執行率は 98.3%となっている。

後期高齢者医療保険料の対調定収入率は、96.7%となっている。

#### ウ 介護保険会計

前年度に比べ歳入で 3 億 1,034 万円余、1.9%、歳出で 4 億 1,331 万円余、2.6%増加し、形式収支、実質収支は黒字であった。

予算現額に対し、収入率は 95.3%、執行率は 93.2%となっている。

介護保険料の対調定収入率は、95.0%となっている。

### 3 審査意見

令和元年度一般会計の歳入決算額、歳出決算額は前年度に比べ増加した。後期高齢者医療会計及び介護保険会計の歳入決算額、歳出決算額は前年度に比べ増加した。また、国民健康保険事業会計の歳入決算額、歳出決算額は前年度に比べ減少した。

各会計については、計数や関係帳簿等の確認の結果、適正に運営が図られたものと認められる。

歳入では区財政の根幹をなす特別区民税は、平成 27 年度は前年度と比べ減少となっていたが、28 年度から増加に転じ、令和元年度は前年度と比べ 74 億 6,636 万円余の増加となった。

国民健康保険事業会計における国民健康保険料の対調定収入率は、微増傾向にはあるものの、他の特別会計と比較して低率で推移していることから、引き続き歳入の確保に努められたい。

一方、歳出では第 3 表の普通会計ベースによる債務負担行為における新規債務負担行為限度額を見ると、281 億円余と前年度と比べると 4.7%減少しているが、債務負担行為全体の令和 2 年度以降の支出予定額は 554 億円余となっている。

これは、基金残高 1,759 億円余の約 31.5%に相当する額であり、今後の財政運営には十分留意されたい。

今後も引き続き、コロナ禍を含め社会経済情勢等の変化にも柔軟に対応し、「最少の経費で最大の効果」を実現するよう努め、創意工夫を凝らした弾力的な財政運営が図られることを期待する。

第 1 表 普通会計ベースによる各財政指標

(単位：千円・%)

| 区 分     | 27年度        | 28年度        | 29年度         | 30年度        | 元年度        |
|---------|-------------|-------------|--------------|-------------|------------|
| 基準財政需要額 | 57,104,224  | 57,759,689  | 55,649,457   | 59,992,596  | 61,883,474 |
| 基準財政収入額 | 66,372,956  | 72,265,796  | 74,254,052   | 74,118,491  | 76,581,715 |
| 標準財政規模  | 83,779,255  | 89,051,367  | 91,095,841   | 92,016,704  | 95,782,421 |
| 財政力指数   | 1.17        | 1.19        | 1.25         | 1.27        | 1.27       |
| 実質収支比率  | 11.0        | 7.8         | 10.9         | 9.8         | 9.3        |
| 実質単年度収支 | △ 2,254,910 | △ 2,246,334 | △ 28,171,587 | △ 2,665,413 | △ 105,681  |
| 経常収支比率  | 65.4        | 68.0        | 67.5         | 72.3        | 70.1       |
| 公債費負担比率 | 1.1         | 0.9         | 0.5          | 0.3         | 0.2        |

(注) 単位は、財政力指数を除く。

図 1 経常収支比率の推移



第 2 表 普通会計ベースによる実質単年度収支の推移

(単位：千円)

| 年度 | 歳入<br>(A)   | 歳出<br>(B)   | 形式収支<br>(A) - (B)<br>(C) | 翌年度へ<br>繰り越す<br>べき財源<br>(D) | 実質収支<br>(C) - (D)<br>(E) | 単年度<br>収支   | 実質単年度<br>収支  |
|----|-------------|-------------|--------------------------|-----------------------------|--------------------------|-------------|--------------|
| 元  | 158,892,529 | 149,919,322 | 8,973,207                | 87,416                      | 8,885,791                | 133,317     | △ 105,681    |
| 30 | 147,313,117 | 138,157,032 | 9,156,085                | 136,476                     | 9,019,609                | △ 919,692   | △ 2,665,413  |
| 29 | 184,674,026 | 174,730,757 | 9,943,269                | 3,968                       | 9,939,301                | 3,017,415   | △ 28,171,587 |
| 28 | 135,352,780 | 128,423,868 | 6,928,912                | 7,026                       | 6,921,886                | △ 2,300,359 | △ 2,246,334  |
| 27 | 129,299,708 | 119,971,292 | 9,328,416                | 105,671                     | 9,222,745                | △ 1,928,493 | △ 2,254,910  |
| 26 | 160,447,216 | 149,211,903 | 11,235,313               | 84,075                      | 11,151,238               | 3,549,112   | △ 753,833    |
| 25 | 116,591,033 | 106,227,736 | 10,363,297               | 2,761,171                   | 7,602,126                | 700,274     | 848,143      |
| 24 | 107,104,357 | 100,128,063 | 6,976,294                | 74,442                      | 6,901,852                | △ 756,192   | △ 564,961    |
| 23 | 108,593,033 | 100,932,389 | 7,660,644                | 2,600                       | 7,658,044                | 2,171,204   | 475,564      |
| 22 | 105,123,747 | 99,089,266  | 6,034,481                | 547,641                     | 5,486,840                | △ 4,176,060 | △ 3,896,826  |

図 2 実質単年度収支の推移

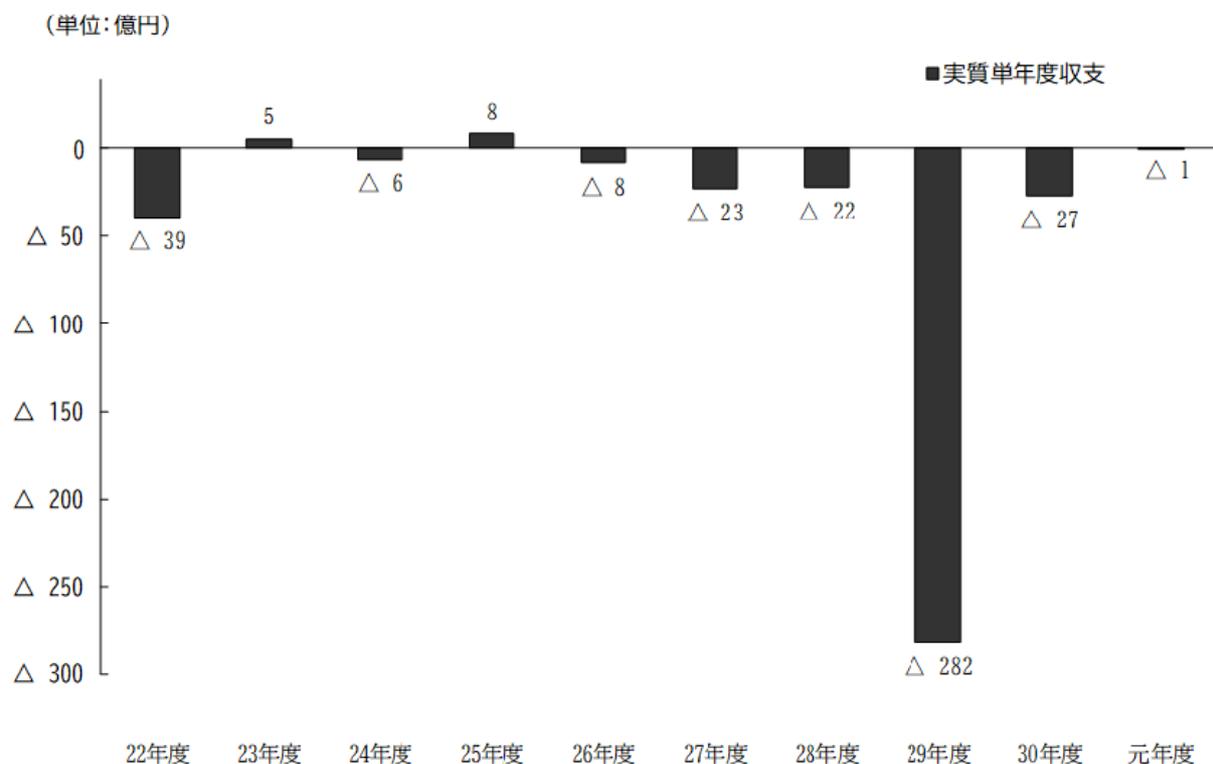
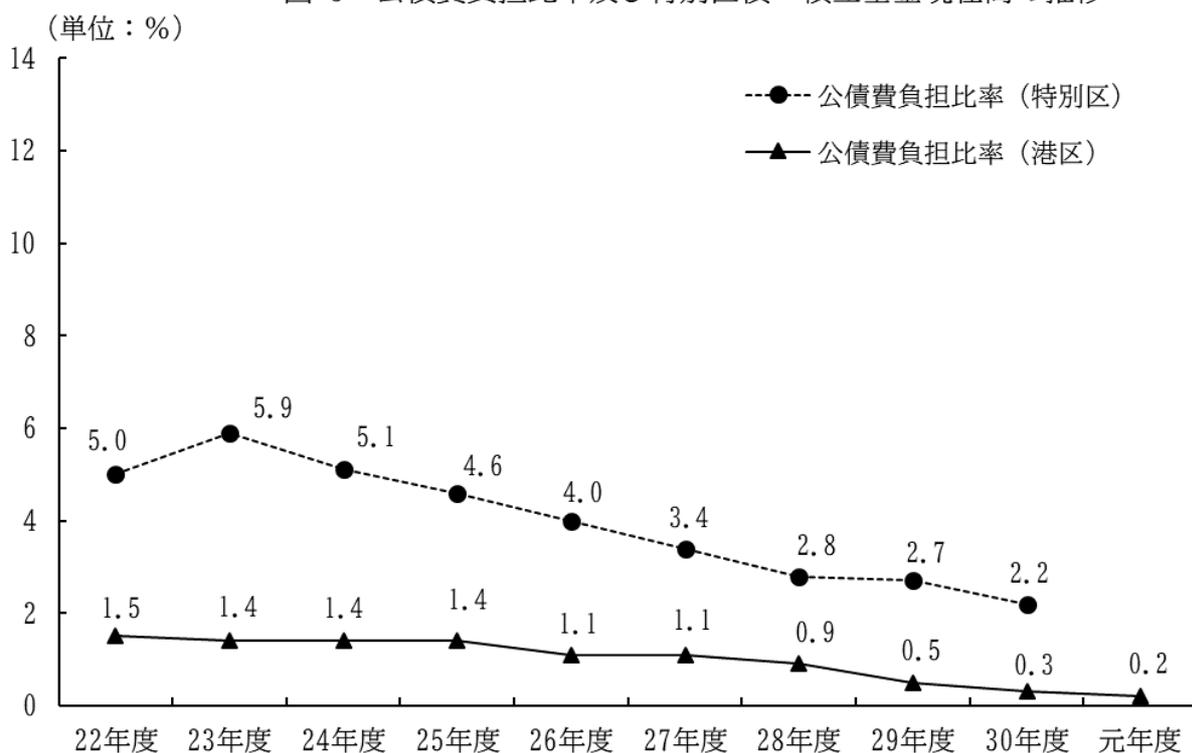


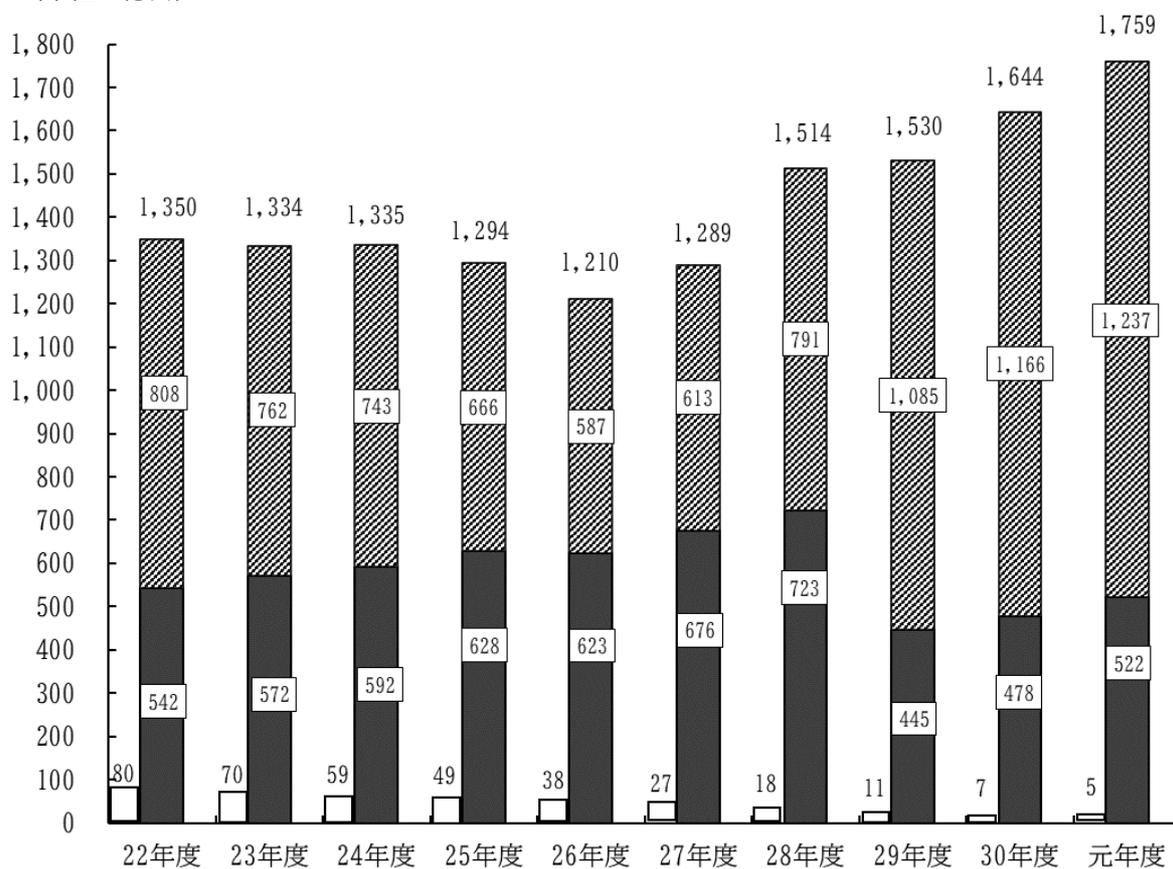
図 3 公債費負担比率及び特別区債・積立基金現在高の推移



※平成22年度以降は、積立基金、運用基金の総額

□ 特別区債現在高  
 ■ その他基金現在高  
 ■ 財政調整基金現在高

(単位：億円)



第3表 普通会計ベースによる債務負担行為

(単位：千円・%)

| 年度 | 当 該 年 度             |              |                    | 翌 年 度 以 降  |                    | 歳出総額<br>(B) | 支出額(A)の<br>歳出総額(B)<br>に対する割合<br>(A)/(B) |
|----|---------------------|--------------|--------------------|------------|--------------------|-------------|---|
|    | 新規債務<br>負担行為<br>限度額 | 支 出 額<br>(A) | う ち 充 当<br>一 般 財 源 | 支 出 予 定 額  | う ち 充 当<br>一 般 財 源 |             |   |
| 元  | 28,130,545          | 11,479,864   | 9,572,036          | 55,488,546 | 51,801,584         | 149,919,322 | 7.7                                     |
| 30 | 29,515,882          | 13,723,704   | 9,767,016          | 40,094,982 | 36,778,819         | 138,157,032 | 9.9                                     |
| 29 | 6,222,576           | 14,486,331   | 6,885,733          | 20,102,243 | 15,458,148         | 174,730,757 | 8.3                                     |
| 28 | 11,382,775          | 3,665,298    | 2,753,264          | 29,737,640 | 24,133,885         | 128,423,868 | 2.9                                     |
| 27 | 9,525,930           | 3,380,914    | 2,608,119          | 22,160,627 | 15,969,628         | 119,971,292 | 2.8                                     |

## ◎一般会計 主要事項に関する意見

### 歳入決算について

#### (ア) 特別区民税の収納確保対策について

歳入の根幹をなす特別区民税の収入済額は、800億5,565万円余であり、前年度に比べ、74億6,636万円余、10.3%の増加となった。

区では、特別区民税の収納率向上のため、スマートフォンのアプリを使ったモバイルバンキング（インターネットバンキング）やクレジットカードを利用して納税する環境の整備を進めてきた。今年度中には、納付金額に制限がなく、引き落とし口座の登録がいつでもできる「Web口座振替登録サービス」を導入する予定である。

今後とも新型コロナウイルス感染症の拡大を教訓として、個人情報の取扱い等に十分配慮した上で、ITを活用した来庁や対面を必要としないキャッシュレス決済の拡充や導入を推進し、費用対効果を踏まえた納付しやすい環境を整備するなど、多様な納税方法について引き続き検討し、収納率の向上に努められたい。

平成30年度のふるさと納税による区の特別区民税の減収は、31億8,337万円余（区民税に占める割合4.4%）、令和元年度は42億9,183万円余（区民税に占める割合5.4%）となり、区における減収額が拡大している。

国は、ふるさと納税の健全な発展に向け、過度な返礼品の抑制や寄附金税額控除の特例適用に関する見直しを行ったが、ふるさと納税が拡大した場合は、区税の減収が区民サービスの低下につながるが大いに懸念される。

港区版ふるさと納税制度は、自治体を応援するという趣旨を行政サービスに生かすことに加えて、区内の公益的な団体の活動を通じて区民福祉の向上に役立てたり、区民に還元する仕組みとなるよう、寄付の活用先を区の実業の全分野とするとともに、令和2年度から新たな寄付の用途として、「新型コロナウイルス感染症への取組」を加えた。

港区への寄付額は平成30年度が349万円余、令和元年度が365万円余とやや増加したものの、港区民以外からの寄付額は、平成30年度が267万円余、令和元年度が111万円余と減少している。地域の魅力向上や課題解決に向け、よりわかりやすく積極的なPRを行い、この制度が定着することを期待する。

OECDは、新型コロナウイルス感染症が年内に再拡大した場合、日本の今年の経済成長率を、マイナス7.3%と試算している。社会経済の動

向に左右されやすい特別区民税収入は、徴収が困難な状況に陥ることによる減少が懸念される。

コロナ禍が区民の健康や雇用、暮らしに甚大な損害を及ぼしている中、区民の不安を少しでも取り除けるよう、徴収猶予や分割納付などの丁寧な納付相談を適切にすすめ、区民生活を取り巻く環境をよく把握した上で、収納確保に努められたい。

#### (イ) 適切な債権管理について

一般会計の収入未済額は30億7,721万円余となっており、前年度に比べ6,583万円余2.2%の増となった。このうち主なものは特別区民税22億2,757万円余で、一般会計の収入未済額の72.4%を占めている。

特別区民税の収納率は、現年度分が前年度を0.1ポイント上回ったが、滞納繰越分では前年度を2ポイント下回った。特別区民税は区の歳入の根幹をなすものであり、収納確保対策の基本は現年分の収納率を向上させることである。

特別区民税は前年の所得に対して賦課されることから、所得の変動がその後の納付能力に大きく影響する。

現在、コロナ禍による徴収猶予などの特例制度を設けている中で、納付能力がありながら未納が続く滞納者に対しては財産の差し押さえや公売を執行するなど、区民生活を取り巻く環境をよく把握した上で、適正な職権の行使に努められたい。

平成30年1月の固定資産税評価額の改定を踏まえ、道路占用料も改定したが、その収入未済額については、1,635万円余で、前年度に比べ413万円余、33.8%の増となった。

道路占用料や貸付金等の収入未済金については、受益者負担と公平性の観点から、関係規定に基づき、適正な事務執行及び厳格な対応をとり、担当部署の責任において確実な徴収に努められたい。

一方、奨学資金貸付金返還金をはじめとする各種貸付金返還金の収入未済額は8,754万円余となっており、前年度に比べ96万円余、1.1%の減となった。借受人の状況を十分把握するなかで、きめ細かく相談に応じ適切な対応をとることが非常に重要である。

徴収事務の効率的、効果的な執行の観点からは、徴収不能または徴収困難であることが明白となった債権について不納欠損処分を適時、適正に行うことが求められる。

債権は滞納期間が長くなると徴収が困難になり、かつ徴収に多大なコ

ストを要する。

私債権の管理については、債権管理条例の趣旨を踏まえ、状況を的確に把握するとともに、負担能力がありながら履行しない債務者に対しては、訴訟手続きを含む積極的な徴収に努め、負担の公平性の確保と収入未済額を縮減する取組を一層進めていくことを期待する。

## 歳出決算について

### (ア) 執行状況について

予算現額に対する執行率は、96.7%で、前年度（96.8%）を0.1ポイント下回った。支出済額は、1,500億20万円余で前年度（1,382億6,701万円余）に比べ117億3,318万円余増加した。この理由は、震災復興基金積立金、新教育センター等整備や保育施設誘致促進事業などによる。

不用額は、50億3,436万円余で前年度（44億5,054万円余）に比べ5億8,382万円余増加した。次表をみると、執行率は平成30年度から2年連続で低下した。引き続き適正な執行となるよう予算の適正な配分・管理に努力されたい。

特別区民税収入は、人口の増加等により平成30年度と比べて74億6,636万円余の増収となった。今後の税収の推移等を十分に踏まえ、重要施策の着実な実施や区民福祉向上のための施策推進を望むものである。

### 歳出予算執行状況の推移

(単位：千円・%)

| 年度 | 予算現額        | 支出済額        | 不用額※      | 執行率  |
|----|-------------|-------------|-----------|------|
| 元  | 155,146,090 | 150,000,205 | 5,034,366 | 96.7 |
| 30 | 142,854,037 | 138,267,016 | 4,450,544 | 96.8 |
| 29 | 179,717,850 | 174,867,598 | 4,846,284 | 97.3 |
| 28 | 132,680,539 | 128,515,959 | 4,139,746 | 96.9 |
| 27 | 125,998,624 | 120,105,433 | 5,787,520 | 95.3 |
| 26 | 155,731,192 | 149,323,849 | 6,277,268 | 95.9 |
| 25 | 114,127,005 | 106,302,789 | 5,063,045 | 93.1 |
| 24 | 105,398,657 | 100,251,490 | 5,072,723 | 95.1 |
| 23 | 106,769,793 | 101,074,329 | 5,692,863 | 94.7 |
| 22 | 105,318,577 | 99,259,305  | 5,476,783 | 94.2 |

※繰越明許費があるため不用額＝予算現額－支出済額とならない。

(イ) 子どもを地域社会で健やかに育むための取組について

区は、区立認可保育園や港区保育室の整備、私立認可保育園の誘致など様々な対策に取組んだ結果、令和2年4月1日現在の区内全体の保育定員数は9,033名となり、待機児童ゼロを2年連続で達成した。大いに評価するとともに、今後も、待機児童ゼロを継続するため、引き続き全庁を挙げて取組んでほしい。

また、子育てに伴う母親の不安を軽減する取組として産後ケアを充実させるとともに、多子世帯への経済的支援として、第2子以降の子どもの保育料の無料化や双子等の多胎児家庭への出産費用の助成を拡大するなどの支援も充実させてきた。

令和3年4月には、南青山五丁目に、子どもと家庭の状況に応じた支援機能と児童相談所の専門機能を一体化させ、総合的に支援していくため、児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の複合施設である「(仮称)港区子ども家庭総合支援センター」を開設する。地域で、子どもの命を守り、健やかな成長を妊娠期から見守る体制が整い、ひとり親家庭への支援も強化される。関係機関と連携して、増加する児童虐待や非行、DVなどの子どもと家庭の問題に対し、未然防止を図り、迅速に切れ目のない支援を実施することが可能となる。

また、子どもの孤食解消と保護者支援の取組みとして、子ども食堂の拡充が求められている。参加可能な多くの方の協力により、子ども食堂の取組やネットワークを広げ、地域で連携して助け合うことで、子どもたちを育み、食を通じて健全な成長を支援することが大切である。

区としては、初めて、医療的ケアが必要な子どもやこれまで保育園では対応が困難な障害がある子どもの受入れを可能とする「港区立元麻布保育園」を開設するとともに、障害児や発達に支援の必要な子どもの日常生活に求められる知識や技能を習得し、集団生活へ適応できるようにするための「港区立児童発達支援センター」を開設し、総合的な相談体制が整備された。また、区立幼稚園、小・中学校においても、医療的ケアが必要な子どもが、安心して健やかに学校生活を送ることができるよう、看護師、介助員を配置するなど、医療的ケア児に対する支援体制が強化されている。

児童数の増加に伴う「芝浜小学校」の新設や、児童・生徒数の増加と校舎の老朽化に対応した「赤坂中学校」、「赤羽小学校」の改築により、教室数の拡大を図るとともに、「麻布幼稚園」の園舎を増築することにより、定員を85名から170名に拡大した。併せて、快適な教育環境を確保

するため、区立小学校体育館の冷暖房設備の整備も計画的に進められている。

また、虎ノ門の靱絵小学校跡地には、気象庁と合築の「新教育センター」と「みなと科学館」が竣工した。「新教育センター」では、就学相談及び適応指導教室の機能が加わった。「みなと科学館」では、特別支援教室に通う児童・生徒を対象とした学習プログラムが実施される。プラネタリウムを備える「みなと科学館」が、気象庁の「気象科学館」と連携し、子どもたちをはじめ、多世代にわたり魅力ある施設となることを期待している。

区は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、令和2年3月2日から幼稚園、小・中学校の臨時休業を行った。特に小学校低学年の子どもを中心として、自宅で過ごすことが困難な子どものために、感染の予防に十分留意したうえで、「学童クラブ」を開所した。さらに、保護者の就労により自宅で過ごすことが困難な児童を対象に、小学校を利用した「緊急児童居場所づくり事業」を令和2年3月9日から開始した。

令和2年6月1日から幼稚園、小・中学校が再開されたが、学習の場の確保だけでなく、教員をはじめスクールカウンセラー等による長期休業に伴う子どもたちに対し、心のケアの充実を図った。また、今後の感染拡大等に備えて、令和2年10月末までに児童・生徒に1人1台、タブレット端末を整備するとしている。

子どもを健やかに育み「教育の港区」ならではの取組を、今後も積極的に展開していくことを強く要望する。

#### (ウ) 安全・安心で誰もが自分らしく暮らせるための取組について

令和元年秋の台風に続き、本年も記録的な豪雨が、各地に甚大な被害をもたらしている。この教訓から、地震に加え、風水害やコロナ禍への対策など、早急に複合災害に対して、万全を期されたい。避難所では、長期にわたって生活するという機能に加え、随時利用できる設備・備品等への対策が進みつつある。具体的には衛生用品や空気清浄機、液体ミルク等の備蓄やスマートフォンの充電対策に加え、情報伝達手段として、防災ラジオの配布対象を希望する全世帯に拡大した。さらに、収容人数を見直し、新たな避難所の確保を行うとともに、区有施設における浸水対策を実施している。

令和元年9月には、区内で土砂災害特別警戒区域が新たに指定され、23区で最も多い合計142か所となった。危険な状況を一刻も早く除去す

るために、がけ等の所有者に対し改修の必要性を働きかけ、アドバイザー派遣制度を創設するとともに、改修経費の助成額を 500 万円から 5,000 万円に上げるなど、助成制度等を拡充し、土砂災害対策を強化した。

このほか、地域の防犯カメラの設置補助や青色防犯パトロール、繁華街の客引き防止対策を強化するとともに、放置自転車対策や保育園等の周辺道路へのキッズゾーンの設置など、迅速な対応が求められている。

区民の生命と財産を守るためには、時機を逸することなく効果的な防災・減災、安全・安心対策が必要不可欠であり、コロナ禍への対応を含め、引き続き、より一層の取組を期待する。

一方、羽田空港新飛行経路の運用に伴い、区民からは落下物や騒音等に対する不安の声が寄せられている。区は、区民の安全・安心と生活環境を守る立場から、区民への丁寧な説明や飛行経路の様々な運用の検討等に積極的に取り組むよう、引き続き、国に対し強く求めていくことが必要である。

超高齢社会が進む中では、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるための取組が重要である。制度の運用面では、住まいに困窮する高齢者を対象にした民間賃貸住宅への入居支援や、医療機関、介護事業者等と連携して在宅療養者を支援する地域包括ケアシステムの推進、認知症などにより財産管理や日常生活に支障がある人に対しては、権利擁護支援に関するネットワークを活用した成年後見制度の利用促進など、様々な角度から計画的に展開されたい。

ハード面では、令和 2 年 3 月、南麻布四丁目に重度の要介護認定者へサービスを提供する 100 床の民設民営の特別養護老人ホーム「南麻布シニアガーデンアリス」と、障害者の地域生活を支える拠点となる入所施設「港区立障害者支援ホーム南麻布」、子どもの発達相談や通所支援を行う療育の拠点となる「港区立児童発達支援センター」を複合施設として開設した。令和 3 年 4 月には、高輪三丁目に、定員 29 人の「小規模多機能型居宅介護施設」と定員 27 人の「認知症高齢者グループホーム」を開設する予定である。

令和元年 12 月、区は、「港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を施行した。手話が言語であり、障害特性に応じた様々な意思疎通の手段があることをハンドブックの配布を通して、多くの方々の理解を得ることとなった。また、令和 2 年 4 月から中学校の難聴学級を開設するとともに、難聴児が聞き取りやすいよう在籍する区立小・中学校に補聴器と連動した集音マイクを配備

していくなど、意思疎通手段の改善に向けた工夫が予定されている。

区内においても、8050問題や親の介護と子育てを同時に担うダブルケア問題など、家庭が抱える課題は複雑化している。こうした世帯が抱える複合的な相談に応えるため、包括的な相談体制である福祉総合窓口の開設に向け、積極的に取り組まれない。

今後、コロナ禍への対応にも留意するとともに、高齢・障害などによる様々な生活上の不安を理解し、医療、介護、保健、福祉の各種サービスを受けながら、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、引き続き、スピード感を持って、全庁を挙げて取り組まれることを期待する。

#### (エ) まちがにぎわい輝くための取組について

区は、麻布、赤坂、六本木などその地名が全国的に有名で、それぞれの地域の歴史性や雰囲気などから醸成され、魅力あふれる街で構成されている。

また、56の個性豊かな商店街が地域に根付いている。地域の人々の暮らしを支え、来街者をもてなす拠点であるとともに、子どもの登下校の見守りや防犯パトロールなど、地域になくてはならない存在である。

一方、商店会では事業主の高齢化や後継者不在による廃業、チェーン店や未加盟店の増加に加え、新型コロナウイルスの影響を受けた倒産などにより、加盟店舗は減少傾向にある。これにより商店街のイベント事業など地域コミュニティに関わる活動の担い手が不足している。商店街の活性化は、まちのにぎわい創出につながる重要な課題であり、商店街の集客増を図るため、区としても積極的な支援が求められる。

その支援の一つとして、商店街の個々の店舗に対して、新規顧客の獲得や営業時間の拡大など、さまざまな工夫に柔軟に応える支援を開始するとともに、イベントに対する助成額を拡充し、商店街を積極的に支援している。さらに、コロナ禍に伴う商店街店舗を含めた中小企業者支援として、区独自の特別融資あっせんやテナントオーナーへの賃料減額助成などを開始しており、これら支援の効果が期待される。

区には、個性豊かな街並みや、国際的・歴史的な文化施設等が多数存在し、国内外から来街者・観光客が多く集まっていた。しかし、コロナ禍により、来街者・観光客が激減し、地域経済に甚大な影響をもたらしている。今後も、感染予防に配慮しながら（一社）港区観光協会や企業等とも連携し、港区の魅力を国内外により一層発信する取り組みを推進

されたい。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催は一年延期となったが、お台場海浜公園は、トライアスロン競技とマラソンスイミング競技の会場になる。お台場のまちができた平成 8 年 6 月に、「泳げる海 お台場をめざして」のスローガンのもと、住民、企業、団体が集まり、東京ベイ・クリーンアップ大作戦が開始され、20 年あまりを経た今もこの活動は継続している。この素晴らしい都心の水辺空間を次世代の人たちに残していかなければならない。

区は、「循環型社会」の実現に向け、平成 20 年 10 月から全国に先駆けて、すべてのプラスチックを資源として回収している。

近年、地球規模で深刻な問題となっているプラスチックごみ、特に海洋プラスチックごみの発生抑制のためには、次世代を担う子どもたちの環境問題への関心を高めるとともに、大人への啓発も欠かせない。

今後も、ごみ問題などの環境問題に対し、関心を持ち、考え、行動することを目指し施策を展開されたい。

区が将来にわたり持続的な発展を実現するためには、既存の文化を保存し、次の世代に継承することが重要である。

伝統や文化を次世代へとつないでいく施設である伝統文化交流館が開設し、さらに今後は、(仮称)文化芸術ホールが整備される。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えて、より一層区内の文化芸術振興や、国際文化交流の発展が図られ、文化芸術を通じた誰もが共生できる地域社会の実現に取り組み、一過性のにぎわいづくりではなく、地域に根付いた持続可能なまちづくりが進むことを大いに期待する。

#### (オ)「港区ならではの地域共生社会」の実現に向けて

これまで区は、人工知能(AI)や業務自動化ツール(RPA)など、先進的な情報通信技術(ICT)の活用を全国自治体に先駆けて進めてきた。

令和元年 10 月に他自治体に先駆けて導入した保育所入所AIマッチングシステムは、入所選考の作業の効率化により、申請から決定までの期間の短縮など区民サービスの向上に寄与している。さらに、平成 30 年度に導入した、AIを活用して会議の音声データを自動的に文章化するツールは、令和元年度末には庁内の 600 を超える会議や打合せで活用が進んでいる。

また、今回のコロナ禍では、多くの区内企業がいち早くテレワークによる出勤抑制を実施し、区職員においても同様の取組を行ってきたが、引き続き在宅勤務等による感染拡大防止に努められたい。

令和2年1月に締結した、民間事業者との次世代移動通信システム（5G）の活用促進に向けた連携協定により、今後、5Gの通信インフラを活用した新たな区民サービスの実現が期待されている。

日進月歩で進化する情報通信技術に対応し、Society5.0時代を見据えた戦略的な視点から、より一層のICT活用に取り組まれたい。

区は、誰もが性的指向・性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重するために、「港区男女平等参画条例」を改正し、「みなとマリアージュ制度」に関する規定を設けるとともに、区営住宅等における入居資格要件に「みなとマリアージュ制度」の利用者を加えるなど、性的マイノリティの方に配慮した施策を展開している。

今後も、区民の要望を踏まえながら、差別やいじめに対する啓発、理解促進を拡充することを期待する。

新型コロナウイルス感染症が国内で発生以降、感染拡大防止と区民・事業者の生活を支えるため、区は、多岐にわたる対策に取り組んできた。

保健所では、電話相談から、港区医師会とも連携した検体採取、迅速なPCR検査、陽性者の病院への搬送や健康観察など、感染者を早期に発見し適切な医療に繋げる体制を整備するとともに、感染拡大防止の観点から感染症専門アドバイザーの配置、区内事業者向け研修動画の作成など総合的に行ってきた。保健所や防災危機管理室をはじめ、全庁を挙げて取り組んでいる区の迅速かつ様々な対応に敬意を表するとともに、これらの危機に対する経験や知見を活かし、今後も、区民の生命と健康を守るために全力を尽くされたい。

区はこれまで、各地区総合支所が中心となり、町会・自治会、企業、大学等、様々な活動主体との参画と協働により、お互いの顔の見える関係を築き課題の解決に取り組んできた。特に、町会・自治会に対して、これまでも協働事業の経費の補助や課題解決のためのアドバイザー派遣などを実施しており、コロナ禍に際しても、「町会等関係団体活動応援金」を支給してきた。今後も、地域コミュニティの推進のため、引き続き町会・自治会活動を支援するよう要望する。

さらに、様々な分野において全国各地域との連携・交流を進めており、令和元年9月に、伊豆諸島・小笠原諸島における地域の魅力を広く紹介する「東京愛らんどフェア2019」を新橋SL広場で開催し、2日間で約1

万人が来場したことは、区独自の全国連携の取組として高く評価する。

地域における多様な課題に対し、区民と行政との協働に加え、民間や全国各地域との連携を活用し、さらなる港区らしい「参画と協働」の取組に努められたい。